

基準 1～9 の選定方法見直し案

- ・・・ : 事務局変更部分
- ★ : 検討事項
- ※ : 留意点

基準 1: 適当な生物地理区内に、自然のまたは自然度が高い湿地タイプの代表的、希少または固有な例を含む湿地がある場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。

1. 湿地タイプの代表的な湿地

★面積の狭い「希少または固有な例を含む湿地」で、その周辺に同様の湿地がある場合には、いくつかの湿地をまとめて「〇〇湿地群」、「〇〇雪田群」、「〇〇湖沼群」とする。

<湿原>

<前回選定時の手順>

- 重要湿地 500 の「湿地タイプ」に「湿原」が含まれること。
- 一定以上の規模とまとまりを有していること。(第 5 回自然環境保全基礎調査、湿地調査において、原則として 200ha 以上(北海道)または 100ha(北海道以外)以上であり、単一で一定程度のまとまりを有していること。)
- 選定理由が重要湿地 500 の選定基準②(希少種等の生育生息)のみでないこと。
- 湿原に保護区が重複すること。
- 湿原のタイプ(高層湿原、低層湿原、中間湿原)のバランス。



<事務局からの提案>

- 原則として、重要湿地 500 の「湿地タイプ」に「湿原」、「雪田草原」、「湧水湿地」が含まれること。
- 一定以上の規模とまとまりを有していること。(第 5 回自然環境保全基礎調査、湿地調査において、原則として 200ha 以上(北海道)または 100ha(北海道以外)以上であり、単一で一定程度のまとまりを有していること。)
- 選定理由が重要湿地 500 の選定基準②(希少種等の生育生息)のみでないこと。
- 湿原に保護区が重複すること。
- ※湿原のタイプ(高層湿原、低層湿原、中間湿原)のバランスに留意する。

<河川>

<前回選定時の手順>

- 重要湿地 500 の「湿地タイプ」に「河川」が含まれること。
- 河川が主な選定対象であること。
- 一定以上の規模を有していること(長さ 5km 以上)。
- 選定理由が重要湿地 500 の選定基準②(希少種等の生育生息)のみでないこと。
- 河川に保護区が重複すること。



<事務局からの提案>

- 原則として、重要湿地500の「湿地タイプ」に「河川」が含まれること。
- 河川が主な選定対象であること。
- 一定以上の規模を有していること（原則として長さ5km以上）。
- 選定理由が重要湿地500の選定基準②（希少種等の生育生息）のみでないこと。
- 河川に保護区が重複すること。

<湖沼>

<前回選定時の手順>

- 重要湿地500の「湿地タイプ」に「湖沼」が含まれること。
- 一定以上の規模を有していること（原則として500ha以上）。
- 人工湖岸率が50%未満（第4回自然環境保全基礎調査、湖沼調査）であること。
- 選定理由が重要湿地500の選定基準②（希少種等の生育生息）のみでないこと。
- 湖沼に保護区が重複すること。

○地域バランス



<事務局からの提案>

- 原則として、重要湿地500の「湿地タイプ」に「湖沼」、「潟湖」が含まれること。
- 一定以上の規模を有していること（原則として500ha以上）。
- 選定理由が重要湿地500の選定基準②（希少種等の生育生息）のみでないこと。
- 湖沼に保護区が重複すること。
- ★人工湖岸率が50%未満（第4回自然環境保全基礎調査、湖沼調査）であること。
- ※地域バランスに留意する。

<地下水系（カルスト地形）・湧水地>

<前回選定時の手順>

- 重要湿地500の「湿地タイプ」に「地下水系」又は「湧水地」が含まれること。
- 選定理由が重要湿地500の選定基準②（希少種等の生育生息）のみでないこと。
- 地下水系・湧水地に保護区が存在すること。



<事務局からの提案>

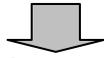
- 原則として、重要湿地500の「湿地タイプ」に「地下水系」、「湧水地」、「湧水」が含まれること。
- 選定理由が重要湿地500の選定基準②（希少種等の生育生息）のみでないこと。
- 地下水系、湧水地に保護区が存在すること。

<塩性湿地>

<前回選定時の手順>

- 重要湿地500の「湿地タイプ」に「塩性湿地」が含まれること。

- 一定以上の規模を有していること。
- 選定理由が重要湿地 500 の選定基準②（希少種等の生育生息）のみでないこと。
- 塩性湿地に保護区が重複すること。



<事務局からの提案>

- 原則として、重要湿地 500 の「湿地タイプ」に「塩性湿地」が含まれること。
- 一定以上の規模を有していること。
- 選定理由が重要湿地 500 の選定基準②（希少種等の生育生息）のみでないこと。
- 塩性湿地に保護区が重複すること。

<マングローブ林>

<前回選定時の手順>

- 重要湿地 500 の「生物群」に「マングローブ林」が含まれること。
- 一定以上の規模を有していること。（第 5 回自然環境保全基礎調査、海辺調査において 100ha 以上）
- 選定理由が重要湿地 500 の選定基準②（希少種等の生育生息）のみでないこと。
- マングローブ林内に保護区が重複すること。



<事務局からの提案>

- 原則として、重要湿地 500 の「生物群」に「マングローブ林」が含まれること。
- 一定以上の規模を有していること。（第 5 回自然環境保全基礎調査、海辺調査において原則として 100ha 以上）
- 選定理由が重要湿地 500 の選定基準②（希少種等の生育生息）のみでないこと。
- マングローブ林内に保護区が重複すること。

<干潟>

<前回選定時の手順>

- 重要湿地 500 の「湿地タイプ」に「干潟」が含まれること。
- 一定以上の規模を有していること（第 4 回自然環境保全基礎調査、干潟調査で 10ha 以上）。
- 選定理由が重要湿地 500 の選定基準②（希少種等の生育生息）のみでないこと。
- 干潟に保護区が重複すること。



<事務局からの提案>

- 原則として、重要湿地 500 の「湿地タイプ」に「干潟」、「潟湖」、「砂浜」、「浅海域」が含まれること。
- 一定以上の規模を有していること（第 4 回自然環境保全基礎調査、干潟調査で原則として 10ha 以上）。
- 選定理由が重要湿地 500 の選定基準②（希少種等の生育生息）のみでないこと。
- 干潟に保護区が重複すること。

<藻場>

<前回選定時の手順>

- 重要湿地500の「生物群」に「海草」または「海藻」が含まれること。
- 一定以上の規模を有していること（第4回自然環境保全基礎調査、藻場調査または第5回自然環境保全基礎調査、海辺調査で1000ha以上）。
- 選定理由が重要湿地500の選定基準②（希少種等の生育生息）のみでないこと。
- 藻場に保護区が重複すること。



<事務局からの提案>

- 原則として、重要湿地500の「生物群」に「海草」または「海藻」が含まれること。
- 一定以上の規模を有していること（第4回自然環境保全基礎調査、藻場調査または第5回自然環境保全基礎調査、海辺調査で原則として1000ha以上）。
- 選定理由が重要湿地500の選定基準②（希少種等の生育生息）のみでないこと。
- 藻場に保護区が重複すること。

<サンゴ礁>

<前回選定時の手順>

- 重要湿地500の「生物群」に「サンゴ」が含まれること。
- 一定以上の規模を有していること。（第4回自然環境保全基礎調査、サンゴ礁調査において、当該湿地付近のサンゴ礁面積50ha以上）
- サンゴ礁に保護区が重複すること。
- 選定理由が重要湿地500の選定基準②（希少種等の生育生息）のみでないこと。
- 非サンゴ礁域及びサンゴ礁域において代表的なサンゴ礁を選定（面積及び被度で評価）



<事務局からの提案>

- 原則として、重要湿地500の「生物群」に「サンゴ」が含まれること。
- 一定以上の規模を有していること。（第4回自然環境保全基礎調査、サンゴ礁調査において、当該湿地付近のサンゴ礁面積が原則として50ha以上）
- サンゴ礁に保護区が重複すること。
- 選定理由が重要湿地500の選定基準②（希少種等の生育生息）のみでないこと。
- ※非サンゴ礁域及びサンゴ礁域において代表的なサンゴ礁を選定（面積及び被度で評価）

2. 希少または固有な例を含む湿地

★植生、地質、土壌の観点から「代表的、希少または固有な例を含む湿地」を選定する。

例：多雪地帯の限定された分布のナガバナモウセンゴケ、塩性湿地のアッケシソウやシチメンソウ群落、貧栄養的な湿地、超塩基性岩の湿地など。

★キタサンショウオ、イジマルリボシヤンマ、オショロコマのような、氷河期の遺存種のように生物学的貴重種の視点から、候補地を選定する。

基準 2: 危急種、絶滅危惧種または近絶滅種と特定された種、または絶滅のおそれのある生態学的群集を支えている場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。

＜前回選定時の手順＞

○ IUCNの「絶滅寸前(CR)」、「絶滅危機(EN)」、「危急(VU)」のいずれかで、かつ環境省レッドリストの「絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)」、「絶滅危惧ⅠA類(CR)」、「絶滅危惧ⅠB類(EN)」のいずれかを満たす種。

＜鳥類＞ タンチョウ、マナヅル、ナベヅル、クロツラヘラサギ、ズグロカモメ、ヘラシギ、オオセッカ、カラフトアオアシシギ

＜爬虫類＞ キクザトサワヘビ、リュウキュウヤマガメ

＜両生類＞ アベサンショウウオ

＜魚類＞ リュウキュウアユ、ミヤコタナゴ

＜昆虫類＞ ベッコウトンボ



＜事務局からの提案＞

○ IUCNの「絶滅寸前(CR)」、「絶滅危機(EN)」、「危急(VU)」のいずれかで、かつ環境省レッドリストの「絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)」、「絶滅危惧ⅠA類(CR)」、「絶滅危惧ⅠB類(EN)」のいずれかを満たす種。

基準 3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物種の個体群を支えている場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。

＜前回選定時の手順＞

○ 専門家に対するアンケートにおいて、基準 3 にあてはまると回答があった湿地

○ 湿地に保護区が重複すること



＜事務局からの提案＞

○ 原則として重要湿地 500 にあり、専門家に対するアンケートにおいて、基準 3 にあてはまると回答があった湿地

○ 湿地に保護区が重複すること

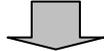
★ 「絶滅のおそれのある地域個体群(LP)」の取り扱いが要検討。

基準 4: 生活環の重要な段階において動植物種を支えている場合、または悪条件の期間中に動植物種に避難場所を提供している場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする

<前回選定時の手順>

○重要湿地500の選定基準⑤（生物の生活史の中で一定以上の規模を有していること）によって選定されている湿地

○アカウミガメ、アオウミガメの産卵数が多いものを評価



<事務局からの提案>

○原則として、重要湿地500の選定基準⑤（生物の生活史の中で一定以上の規模を有していること）によって選定されている湿地

○アカウミガメ、アオウミガメの産卵数が多いものを評価

★ウミガメ以外の回遊する生物が、餌場や産卵などで利用する湿地を候補地として検討する。（専門家に対するアンケート等）

基準5：定期的に2万羽以上の水鳥を支える場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。

<前回選定時の手順>

○重要湿地500にあり、環境省ガン・カモ類生息調査において、過去5年間のガン・カモ類の渡来数が2万羽以上の湖沼等

○渡りの時期に基準を満たしている湿地



<事務局からの提案>

○原則として、重要湿地500にあり、環境省ガン・カモ類生息調査において、過去5年間のガン・カモ類の渡来数が2万羽以上の湖沼等

○渡りの時期に基準を満たしている湿地

基準6：水鳥の一の種または亜種の個体群において、個体数の1%を定期的に支えている場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。

<前回選定時の手順>

○重要湿地500にあり、ガン・カモ類、シギチドリ類、ツル類で個体数の1%以上を定期的に支えている湿地



<事務局からの提案>

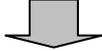
○原則として、重要湿地500にあり、ガン・カモ類、シギチドリ類、ツル類で個体数の1%以上を定期的に支えている湿地

基準7：固有な魚類の亜種、種、または科、生活史の一段階、種間相互作用、湿地の利益もしくは価値を代表する個体群の相当な割合を維持しており、それによって世界の生物多様性に貢献している場合には、その湿地は国際的に重要で

あると考えることとする。

＜前回選定時の手順＞

- 専門家に対するアンケートにおいて、基準7にあてはまると回答があった湿地
- 湿地に保護区が重複すること



＜事務局からの提案＞

- 原則として重要湿地 500 にあり、専門家に対するアンケートにおいて、基準7にあてはまると回答があった湿地
- 湿地に保護区が重複すること

基準8：魚類の重要な餌場であり、産卵場、稚魚の成育場であり、または湿地内もしくは湿地外の漁業資源が依存する回遊経路となっている場合には、その湿地は国際的に重要であると考えられることとする。

＜前回選定時の手順＞

- 専門家に対するアンケートにおいて、基準8にあてはまると回答があった湿地
- 湿地に保護区が重複すること



＜事務局からの提案＞

- 原則として重要湿地 500 にあり、専門家に対するアンケートにおいて、基準8にあてはまると回答があった湿地
- 湿地に保護区が重複すること

基準9：鳥類以外の湿地に依存する動物種または亜種の個体群で、その個体数の1%を定期的に支えている場合には、その湿地は国際的に重要であると考えられることとする。

＜事務局からの提案＞

- ★原則として重要湿地 500 に入っていること。
- ★繁殖地や産卵地などが限定的な種や亜種、生息地が特定の地域に集中している種や亜種（ウミガメ、サンショウウオ、水生昆虫など）の生息地であること。
- ★湿地に保護区が重複していること。

水田の登録について：

★国際基準1～9を満たす水田については候補地とすることを検討するとともに、既存登録湿地及び候補地の周辺水田に着目し区域の拡張を検討する。

参考：周辺に水田がありながら、登録面積に含まれていないものが、既存条約湿地のうち15箇所ある。その中から候補となりうるものを、積極的に検討する。